

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 4 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和 4 年 6 月改版、令和 5 年 6 月改版及び令和 6 年 6 月改版のそれぞれの改版に対応したデータ標準レイアウトにおける特定個人情報番号 84 番に係る対応について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについては、各自治体において、毎年 6 月に行われるデータ標準レイアウトの改版に適切に御対応いただいていることと存じます。

今般、令和 4 年 6 月改版、令和 5 年 6 月改版及び令和 6 年 6 月改版のそれぞれの改版に対応したデータ標準レイアウトにおける特定個人情報番号 84 番（予防接種法による予防接種の実施に関する情報）に係る対応について、下記のとおりお示しします。

各自治体におかれては、これを十分御了知いただき、それぞれの対応について遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 令和 4 年 6 月改版に係る対応について

（1）新型コロナ予防接種情報の副本登録状況調査について

特定個人情報番号 84 番（予防接種法による予防接種の実施に関する情報）の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種情報（以下「新型コロナ予防接種情報」という。）については、「令和 4 年 6 月改版データ標準レイアウトの新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了していない自治体における対応について」（令和 4 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「令和 4 年 7 月 7 日付け事務連絡」という。）において、令和 4 年 7 月 22

日までに副本登録が完了しない自治体の調査を実施し、その結果をデジタル PMO に掲載したところですが、今般、令和 4 年 7 月 22 日時点までの新型コロナ予防接種情報の副本登録の完了状況に係る調査を再度行うこととします。

つきましては、各都道府県におかれましては、管内市区町村の令和 4 年 7 月 22 日時点までの新型コロナ予防接種情報の副本登録の完了状況についてとりまとめ、別添報告様式に必要事項を記載の上、本年 7 月 31 日までに厚生労働省健康局予防接種担当参事官室宛てにメールで御連絡いただくようお願いいたします。

※ 提出先メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp

※ 令和 4 年 7 月 22 日以降に実施された予防接種の情報に係る副本登録状況については、本件の調査対象ではありませんが、各自治体において、順次適切に副本登録いただいていることと存じますので、引き続き適切な対応をお願いします。

また、デジタル庁からの要請により、昨年と同様に市区町村名及び別添報告様式の回答内容をデジタル庁へ共有します。共有後、昨年 9 月 29 日にデジタル PMO（<https://www.digital-pmo.go.jp/digital-pmo-web/login/select-login>）において公開された、「新型コロナ予防接種情報に係る副本登録未完了団体の一覧について（令和 4 年 7 月 22 日版）」のリストを更新しますので、予め御承知おき下さい。

なお、令和 4 年 7 月 7 日付け事務連絡でお示ししているとおり、本来、情報連携開始日に新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了していない自治体は、原則として特定個人情報番号 84 番に自動応答不可設定を行う必要があり、また、対象登録者数が 1 万人を超える自治体の場合は、副本登録が完了していない場合、インシデントレベル 4 に該当することとなり、原則としてインシデントの報告義務が課されます（情報提供ネットワークシステム接続運用規程 3.7.1(1)）。そのため、各都道府県におかれては、管内市区町村の副本登録状況を確実に把握した上での報告に御協力をお願いします。

（2）副本登録完了後の報告について

令和 4 年 7 月 7 日付け事務連絡でお示ししているとおり、令和 4 年 7 月 22 日までに新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了しておらず、対象登録者数が 1 万人を超える自治体が副本登録を完了したときは、速やかにデジタル PMO に（様 03-13）事象発生報告書兼完了報告書を登録いただくことになって

いますので、こちらの対応も遺漏なきようお願いします。（(様 03-13) 事象発生報告書兼完了報告書の記載要領については、デジタル PMO において公開されている「情報提供ネットワークシステム接続運用規程第 5.0 版及び情報提供ネットワークシステム接続運用実施要領（情報照会者等向け）第 3.9 版（令和 3 年 12 月）」（※）を御確認ください。）

※ デジタル PMO のドキュメントページに「(資料追加)【法令関係・デジタル庁】情報提供ネットワークシステム接続運用規程 第 5.0 版及び情報提供ネットワークシステム 接続運用 実施要領（情報照会者等向け）第 3.9 版（令和 3 年 12 月）」として掲載されています。

なお、対象登録者数が 1 万人を超えない自治体においては、デジタル PMO への報告は不要となりますが、対象登録者数が 1 万人を超えない自治体においても、令和 4 年 7 月 22 日時点までの新型コロナ予防接種情報の副本登録の完了状況について、定期的に調査を行う予定としています。つきましては、対象登録者数が 1 万人を超えない自治体においても、速やかな副本登録をお願いします。

（3）PIA（特定個人情報保護評価）について

新型コロナ予防接種情報に関する PIA については、実施対象となる全ての機関において PIA が実施されていることを確認しています。ただし、新型コロナ予防接種の実施状況の変化を踏まえ、接種回数等、特定個人情報ファイルの記録項目等に変更がある場合は、PIA の再実施等（PIA の再実施又は評価書の修正）を行う必要があります。各自治体におかれては、評価書の内容が最新の情報となっているか再度御確認の上、必要に応じて PIA の再実施等を行っていただきますようお願いします。

また、今後も新型コロナ予防接種の実施状況に変更等がある場合は、その都度 PIA の再実施等の要否について御確認いただき、必要に応じて御対応をお願いします。

・評価書の記載内容に関する照会先：厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
(yoboseshu@mhlw.go.jp)

・PIA 制度一般に関する照会先：個人情報保護委員会事務局監視・監督室
保護評価班 (system-pia@ppc.go.jp)

2 令和 5 年 6 月向け改版に係る対応について

令和 5 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日が、「令和 5 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用

の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について」（令和５年６月１６日付け厚生労働省健康局総務課ほか連名事務連絡）において、本年６月１９日である旨お示ししたところです。

各自治体におかれましては、「令和５年６月改版後のデータ標準レイアウトにおける特定個人情報番号 84 に係るコード名称の変更について」（令和５年３月８日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）等を踏まえ、副本登録等の対応をお願いいたします。

3 令和６年６月向け改版に係る対応について

令和６年６月向けデータ標準レイアウト関連様式の確定版について、デジタルPMOにて６月３０日に公開したところです。各自治体におかれましては、こちらをご参照の上、令和６年６月向けデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日に向けた対応をお願いします。

以上